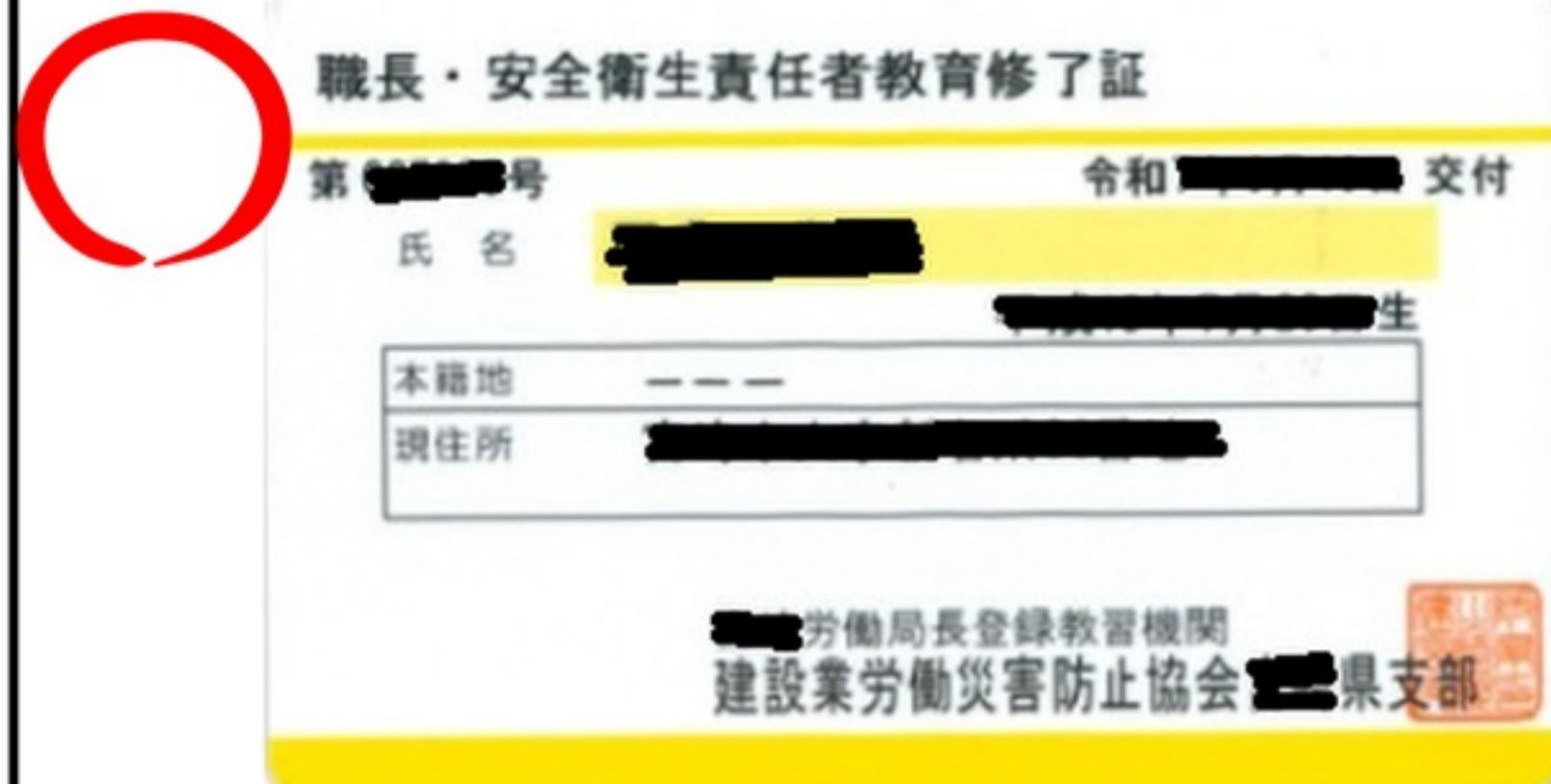


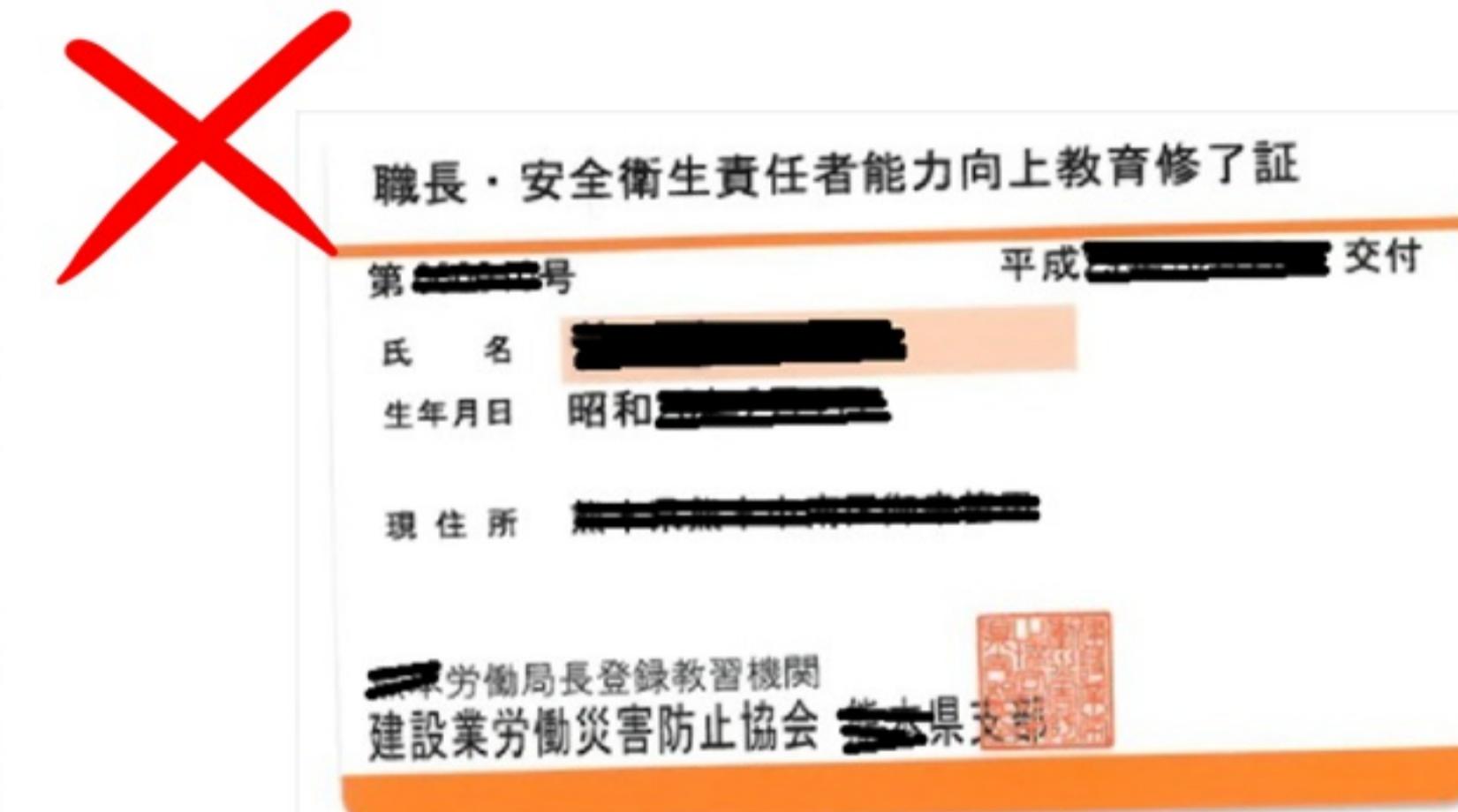
60001職長教育

60011職長・安全衛生責任者教育

正しく登録してください



60011職長安全衛生責任者教育



60012能力向上教育



全建総連が担当している能力評価では  
「60001職長」・「60011職長安衛責任者」と、「60012向上教育」を  
別の資格として見てています。  
「60011職長安衛責任者」と登録していても、  
間違えて「60012向上教育」などの画像を登録していたら  
修正してからでないと能力評価はしません

## 60001職長教育

## 60011職長・安全衛生責任者教育

正しく登録してください

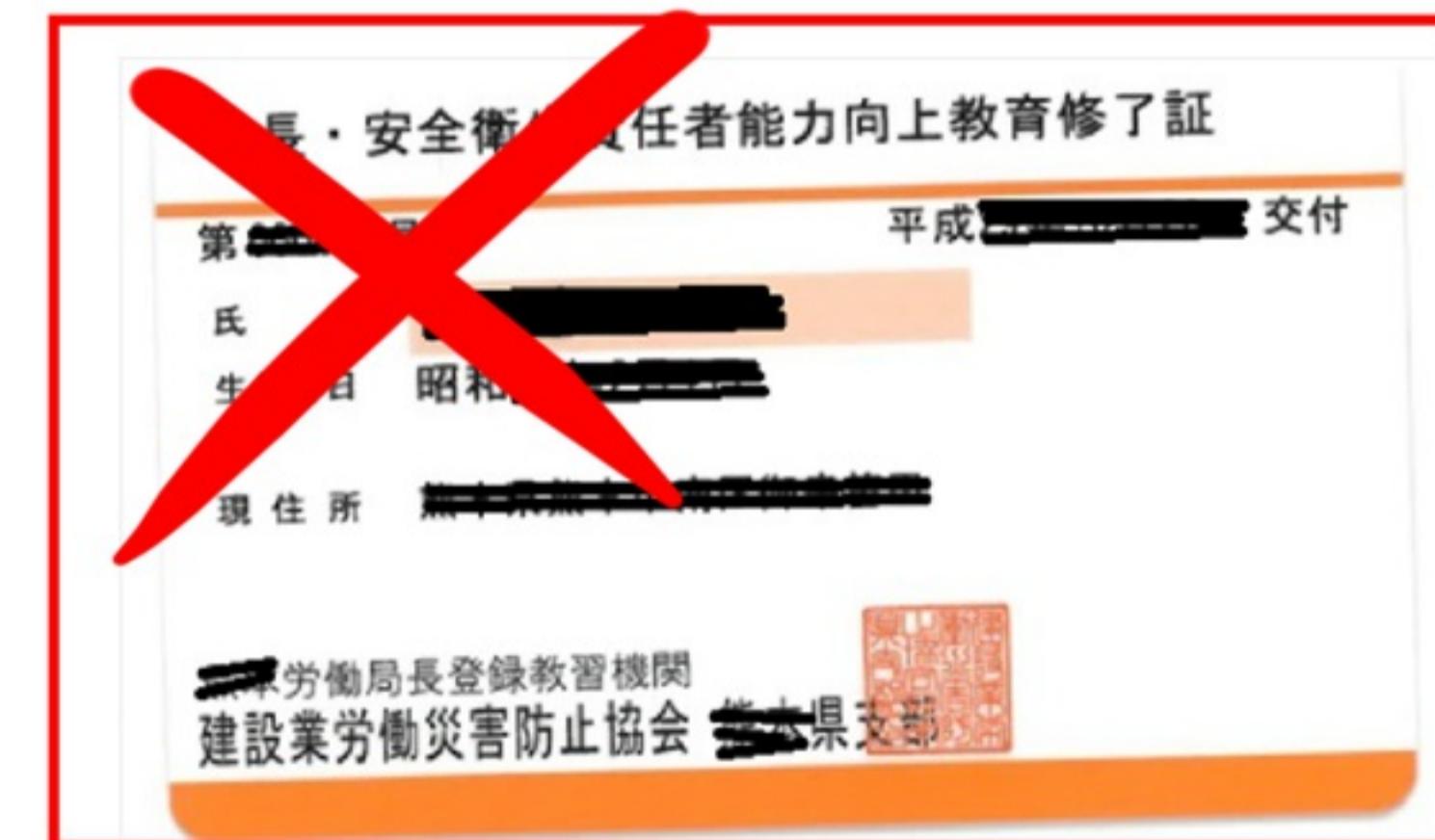
2024年4月1日以降

職種	就業履歴数	立場選択による就業履歴数		能力評価に活用できる就業履歴	
		安全衛生責任者・主任技術者選択	未選択	職長	班長
電気工	160	130	30	0	0
	160	130	30	0	0

2024年3月31日以前

職種	就業履歴数	立場選択による就業履歴数		能力評価に活用できる就業履歴	
		未選択	職長	班長	班長
09-01 電工・電気工	74	74	0	0	0
集計	74	74	0	0	0

向上教育で、職長歴をためても  
職長としては見ません

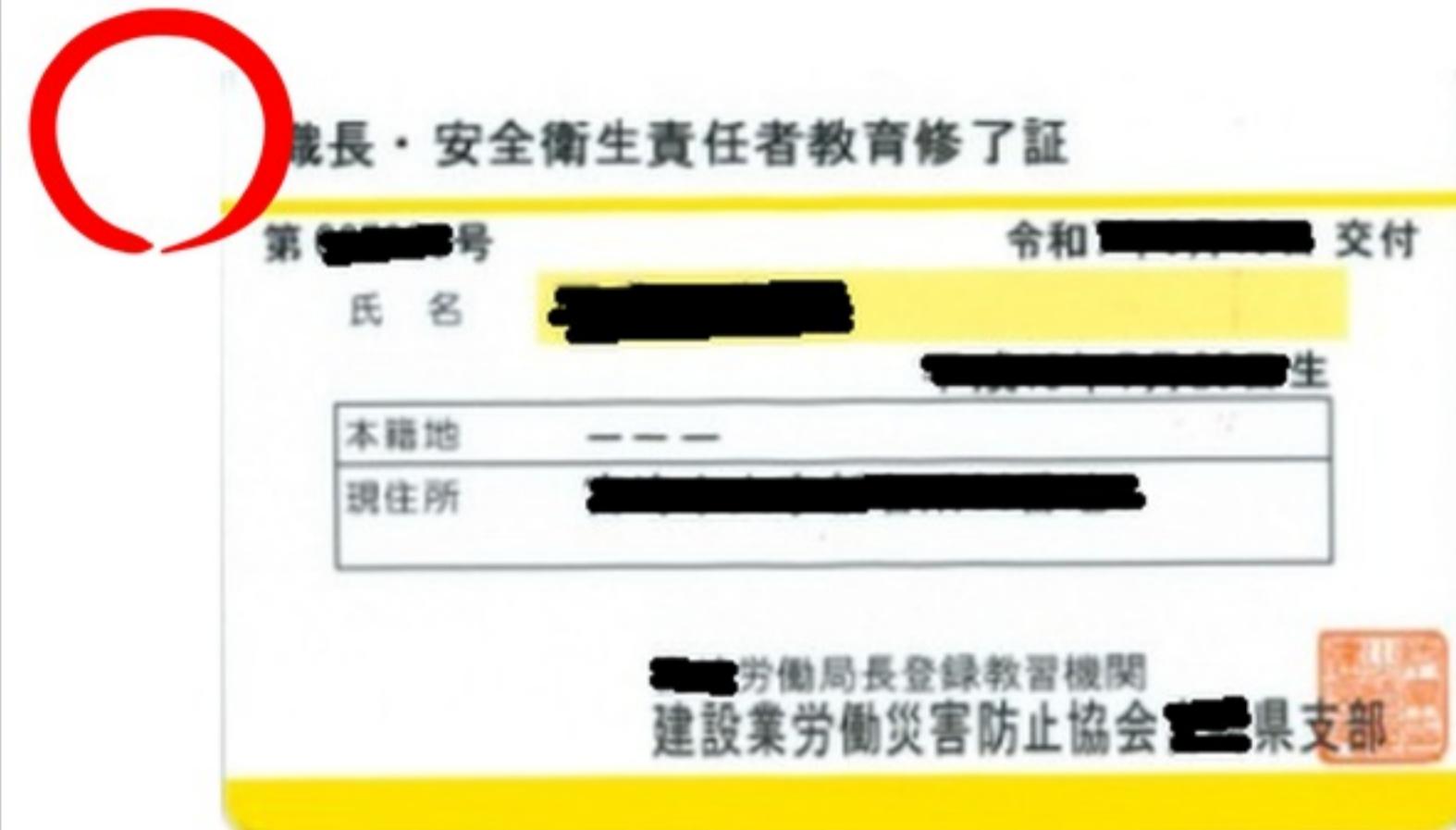


60012能力向上教育

60001職長教育

60011職長・安全衛生責任者教育

正しく登録してください



職種	就業履歴数	能力評価に活用できる就業履歴		
		立場選択による就業履歴数	立場選択による就業履歴数	職長
53-04 その他（管理）・現場監督（電気）	2	2	2	0
合計	2	2	2	0



60011職長安全衛生責任者教育

60001か60011の資格証を正しく登録して  
システム上に就業日数/職長日数を  
ためるようにしてください



# 60001職長教育

## 60011職長・安全衛生責任者教育

正しく登録してください



### 能力評価基準【電気工事】



レベル3	就業日数	5年（1075日）
	保有資格	◇第一種電気工事士免状取得者（31018） ※ただし、以下の資格にあっては、それぞれ指定する就業日数を満たさない ✓第一種電気工事士試験合格者（31073）で認定電気工事士 ✓青年優秀施工者土地・建物産業局長顕彰者（建設ジュニアマスター） (就業日数1,505日（7年）以上) ✓第二種電気工事士免状取得者（31019）で認定電気工事士 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）
レベル2	就業日数	3年（645日）
	保有資格	◇第一種電気工事士試験合格者（31073） ◇第二種電気工事士免状取得者（31019）
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの登録がなされている。	

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 [ ]は、ccus職種コードを示している。



全建総連が対応している電気や大工の能力評価では、職長の資格の登録は必須になっていませんが、向上教育でないかを確認したいので、登録するようにしてください

